

答 申

**第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論**

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年（2024年）1月9日付け令5厚ダム第42号で行った公文書開示請求の不開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

**第2 審査請求に至る経過**

**1 公文書の開示請求**

審査請求人は、令和5年（2023年）12月28日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「[〇〇ダム]平成〇〇年において、〇〇ダム所長が〇〇班〇〇主査は、要注意人物だから、詳細に記載して、土木建築部内で注意を要する目的で作成したもの。後任所長（平成〇〇年～〇〇年）も確認したもの。（いわゆる）〇〇主査管理ファイルの類の公文書全て（メモ含む）。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

**2 実施機関の処分**

実施機関は、令和6年（2024年）1月9日付けで、本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）は存在しないとして、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

**3 審査請求**

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年（2024年）3月6日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

**第3 審査請求人の主張要旨**

**1 審査請求の趣旨**

不開示決定処分の取消しを求めるというものである。

**2 審査請求の理由**

（省略）

**3 実施機関の理由説明に対する意見**

（省略）

**第4 実施機関の説明要旨**

（省略）

## 第5 審査会の判断

### 1 本件処分の妥当性について

本件審査請求では、本件公文書が不存在であることを理由として実施機関が本件処分を行ったことの妥当性が争点となっているが、「嘘だから。必ず存在する。」などの審査請求人の主張以外に、本件公文書の存在を推認できる根拠は特に見当たらず、また、審査請求人が添付した「警察情報」と称するものについては、本件請求との関係性は定かではないことから、本件公文書は存在しないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点があるとは認められない。

### 2 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### 3 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年	月	日	経	過
令和6年	4月	9日	実施機関から諮問を受けた。	
令和7年	5月	22日	事案の審議を行った	
令和7年	7月	29日	事案の審議を行った。	

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第二部会）委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	※

(令和7年7月29日現在)

※本件事案において、除斥となっている。